第2回立川市国民健康保険運営協議会

診療報酬の不正受給について

令和3年5月18日、在宅診療を行ったと偽り、診療報酬をだまし取ったとして、市内にある医療法人社団の理事長、事務員、看護師、患者(立川市国保被保険者)の4名が詐欺と私電磁的記録不正作出・同供用容疑で逮捕、さらに5月28日同容疑などで理事1名が逮捕された。

1、 経緯

昨年10月から12月、医療法人社団が運営するクリニックの医師が患者 (立川市国保被保険者) 宅を訪れて診療を行ったとする架空の電子レセ プトを作成し、都国民健康保険団体連合会に送付。

2、 詐欺内容

不眠症や頭痛などの治療のため、患者数名(1名立川国保被保険者)を在 宅で連日診察したと装い診療報酬を請求した。

容疑者の患者には約30回にわたって診察したことになっていたが、診察の事実は一度もなかった。

3、 保険年金課の対応

*令和2年8月中旬 立川警察署依頼により、国保の仕組み等を説明

* 8月25日 立川警察署より、診療報酬明細書の提出依頼

レセプト1か月分を提出

*令和3年2月8日 令和2年10月診療分の被害届を提出

(国保負担分65万円)

* 6月1日 令和2年11月・12月診療分の被害届提出

(国保負担分 158 万 3,400 円)

4、 今後の対応

関連機関と連携し対応していく。